

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

令和 7 年 3 月 26 日

水 曜 日

号 外(8)

目

次

規 則

○富山県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

1

規

則

富山県手数料条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 3 月 26 日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第 9 号

富山県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

富山県手数料条例施行規則（平成12年富山県規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の16の項を次のように改める。

16 削除		
-------	--	--

別表第 1 の26の項中「 4,700円」を「18,000円」に、「37,700円」を「51,000円」に改め、同表の29の項を次のように改める。

29 条例別表第 1 の 314の項に規定する建築確認の申請又は計画通知手数料	建築物の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	ア 建築基準法（昭和25年法律第 201号）第 6 条の 4 第 1 項各号に該当する建築物	8,000円
		イ ア以外のもの	14,000円
	建築物の床面積の合計が	ア 建築基準法第	14,000円

30平方メートルを超え、 100平方メートル以内の もの		6 条の 4 第 1 項 各号に該当する 建築物	
		イ ア以外のもの	21, 000円
建築物の床面積の合計が 100平方メートルを超え、 200平方メートル以内の もの		ア 建築基準法第 6 条の 4 第 1 項 各号に該当する 建築物	21, 000円
		イ ア以外のもの	30, 000円
建築物の床面積の合計が 200平方メートル を超え、 500平方メートル以内のもの			40, 000円
建築物の床面積の合計が 500平方メートル を超え、 1, 000平方メートル以内のもの			53, 000円
建築物の床面積の合計が 1, 000平方メー トルを超え、 2, 000平方メートル以内のもの			75, 000円
建築物の床面積の合計が 2, 000平方メー トルを超え、 1 万平方メートル以内のもの			215, 000円
建築物の床面積の合計が 1 万平方メー トルを超え、 5 万平方メートル以内のもの			350, 000円
建築物の床面積の合計が 5 万平方メー トルを超えるもの			619, 000円
昇降機			1 基につき 14, 000 円
昇降機の計画変更の場合			1 基につき 10, 000 円
工作物			1 工作物につき 13, 000円
工作物の計画変更の場合			1 工作物につき 9, 000円
建築物のエ ネルギー消	(1) 一戸建て の住宅（単	建築物の床面積の 合計が 200平方メ	18, 000円

	費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項ただし書又は同法第12条第2項ただし書に規定する特定建築行為であつて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に規定する基準に適合するか否かの審査を要する確認の申請又は計画の通知の場合（確認を受けた建築	位住戸（住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省国土交通省令第1号。以下この項、30の項、41の5の項及び41の7の項において「基準省令」という。）第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この項、30の項及び41の7の項から41の11の項までにおいて同じ。）の1の住戸をいう。）の数が1である住宅（複合建築	一トル未満のもの 建築物の床面積の合計が 200平方メートル以上のもの	20,000円

	物の計画を変更する場合を除く。)は1の建築物につき、当該申請等に係る建築物の部分(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分に限る。)について右に掲げる区分に応じそれぞれ加えた額	物(基準省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。)の住宅部分を含む。(2)において同じ。)をいう。以下この項、30の項及び41の7の項から41の11の項までにおいて同じ。)		
		(2) 共同住宅等(一戸建ての住宅以外の住宅をいう。30の項及び41の7の項から41の11の項までにおいて同じ。)	建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	34,000円
			建築物の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	60,000円
			建築物の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	108,000円
			建築物の床面積の合計が5,000平方	163,000円

			メートル以上のもの	
--	--	--	-----------	--

別表第 1 の30の項及び31の項を次のように改める。

30 条例別表第 1 の 315の項に規定する建築完了検査申請又は完了通知手数料	(1)	建築物の床面積の合計が 30平方メートル以内のもの	(ア) 建築基準法第 7 条の 5 に該当する建築物	16, 000円
	(2)	の	(イ) (ア以外のもの	22, 000円
	以外のも	建築物の床面積の合計が 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	(ア) 建築基準法第 7 条の 5 に該当する建築物	20, 000円
			(イ) (ア以外のもの	25, 000円
	の	建築物の床面積の合計が 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	(ア) 建築基準法第 7 条の 5 に該当する建築物	26, 000円
			(イ) (ア以外のもの	33, 000円
		建築物の床面積の合計が 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの		43, 000円
		建築物の床面積の合計が 500平方メートルを超え、1, 000平方メートル以内のもの		62, 000円
		建築物の床面積の合計が 1, 000平方メートルを超え、2, 000平方メートル以内のもの		84, 000円
		建築物の床面積の合計が 2, 000平方メートルを超え、1 万平方メートル以内		192, 000円

		のもの		
		建築物の床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの		301,000円
		建築物の床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの		531,000円
		昇降機		1基につき21,000円
		工作物		1工作物につき15,000円
		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する要確認特定建築行為に係る検査の申請又は同法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為に係る完了の通知の場合は1の建築物につき、当該申請等に係る建築	ア 非住宅部分（基準省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下この項及び41の5の項から41の11の項までにおいて同じ。）のうち、当該非住宅部分を工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
			非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	10,000円
			非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	17,000円
			非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円
			非住宅部分の床面積の合計	84,000円

		物の部分 (増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分に限る。)について右に掲げる区分に応じそれぞれ加えた額	場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する建築物をいう。以下この項及び41の7の項から41の9の項までにおいて同じ。)の用途に供するもの	が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	
			イ 非住宅部分のうち、ア以外のものの	非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	133,000円
				非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	168,000円
				非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	210,000円
			イ 非住宅部分のうち、ア以外のものの	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	18,000円
				非住宅部分の床面積の合計	34,000円

				が 300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	
				非住宅部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	53,000円
				非住宅部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	118,000円
				非住宅部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの	175,000円
				非住宅部分の床面積の合計が 1 万平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	218,000円

				もの	
				非住宅部分の 床面積の合計 が25,000平方 メートル以上 のもの	269,000円
			ウ 一戸建て の住宅の住 宅部分	住宅部分の床 面積の合計が 200平方メー トル未満のも の	11,000円
				住宅部分の床 面積の合計が 200平方メー トル以上のも の	13,000円
			エ 共同住宅 等の住宅部 分	住宅部分の床 面積の合計が 300平方メー トル未満のも の	18,000円
				住宅部分の床 面積の合計が 300平方メー トル以上 2,000平方メ ートル未満の もの	46,000円
				住宅部分の床 面積の合計が 2,000平方メ ートル以上	81,000円

			5,000平方メートル未満のもの	
			住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	126,000円
	(2)	建築物の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	(ア) 建築基準法第7条の5に該当する建築物	15,000円
	建築基準法第7条の3		(イ) (ア)以外のもの	20,000円
		建築物の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	(ア) 建築基準法第7条の5に該当する建築物	18,000円
			(イ) (ア)以外のもの	22,000円
	第1項に規定する特定工程	建築物の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	(ア) 建築基準法第7条の5に該当する建築物	25,000円
			(イ) (ア)以外のもの	31,000円
		建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの		41,000円
		建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの		60,000円

を 含 む 工 事 に 係 る も の	建築物の床面積の合計が 1,000平方メートルを超え、 2,000平方メートル以内のもの		77,000円	
	建築物の床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、 1 万平方メートル以内のもの		176,000円	
	建築物の床面積の合計が 1 万平方メートルを超え、 5 万平方メートル以内のもの		282,000円	
	建築物の床面積の合計が 5 万平方メートルを超えるもの		513,000円	
	昇降機		1 基につき20,000円	
	工作物		1 工作物につき15,000円	
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する要確認特定建築行為に係る検査の申請又は同法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為に係る完了	ア 非住宅部分のうち、当該非住宅部分を工場等の用途に供するもの	非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	10,000円
			非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	17,000円
			非住宅部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上	28,000円

		の通知の場合 は1の建築物につき、 当該申請等に係る建築物の部分 (増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分に限る。)について右に掲げる区分に応じそれぞれ加えた額	2,000平方メートル未満のもの	
			非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	84,000円
			非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	133,000円
			非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	168,000円
			非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	210,000円
	イ	非住宅部分のうち、ア以外のもの	非住宅部分の床面積の合計が300平方メ	18,000円

				の	一ト未満の もの	
					非住宅部分の 床面積の合計 が 300平方メ ートル以上 1,000平方メ ートル未満の もの	34,000円
					非住宅部分の 床面積の合計 が 1,000平方 メートル以上 2,000平方メ ートル未満の もの	53,000円
					非住宅部分の 床面積の合計 が 2,000平方 メートル以上 5,000平方メ ートル未満の もの	118,000円
					非住宅部分の 床面積の合計 が 5,000平方 メートル以上 1万平方メー トル未満のも の	175,000円
					非住宅部分の 床面積の合計	218,000円

				が1万平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	
				非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	269,000円
			ウ 一戸建ての住宅の住宅部分	住宅部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	11,000円
				住宅部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	13,000円
			エ 共同住宅等の住宅部分	住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	18,000円
				住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,000円

			住宅部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	81,000円
			住宅部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの	126,000円
31 条例別表第 1 の 316の項に規定する建築中間 検査申請又は特定工程終了通知 手数料	建築物の中間検査を行う部分の 床面積の合計が 30平方メートル以内のもの	(1) 建築基準法第 7 条の 5 に該当する建築物		15,000円
		(2) (1)以外のもの		18,000円
	建築物の中間検査を行う部分の 床面積の合計が 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	(1) 建築基準法第 7 条の 5 に該当する建築物		18,000円
		(2) (1)以外のもの		22,000円
	建築物の中間検査を行う部分の 床面積の合計が 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	(1) 建築基準法第 7 条の 5 に該当する建築物		24,000円
		(2) (1)以外のもの		31,000円

	建築物の中間検査を行う部分の床面積の合計が 200平方メートルを超え、 500平方メートル以内のもの	42,000円
	建築物の中間検査を行う部分の床面積の合計が 500平方メートルを超え、 1,000平方メートル以内のもの	57,000円
	建築物の中間検査を行う部分の床面積の合計が 1,000平方メートルを超え、 2,000平方メートル以内のもの	74,000円
	建築物の中間検査を行う部分の床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、 1 万平方メートル以内のもの	166,000円
	建築物の中間検査を行う部分の床面積の合計が 1 万平方メートルを超え、 5 万平方メートル以内のもの	257,000円
	建築物の中間検査を行う部分の床面積の合計が 5 万平方メートルを超えるもの	473,000円
	昇降機	1 基につき20,000円
	工作物	1 工作物につき16,000円

別表第1の32の2の項を次のように改める。

32の2 条例別表第1の347の2の項に規定する既存の1の建築物についての2以上の工事の全体計画又は全体計画の変更の認	全体計画の認定の場合	建築物の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	(1) 建築基準法第6条の4第1項各号に該当する建築物	8,000円
			(2) (1)以外のもの	14,000円
		建築物の床面積の合計が30平方メー	(1) 建築基準法第6条の4第	14,000円

定申請手数料	トルを超え、100平方メートル以内のもの	1 項各号に該当する建築物	
		(2) (1)以外のもの	21,000円
	建築物の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	(1) 建築基準法第6条の4第1項各号に該当する建築物	21,000円
		(2) (1)以外のもの	30,000円
	建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの		40,000円
	建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの		53,000円
	建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの		75,000円
	建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの		215,000円
	建築物の床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの		350,000円
	建築物の床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの		619,000円
	全体計画の変更の認定の場合	建築物の床面積の合計の2分の1が30平方メートル以内のもの	(1) 建築基準法第6条の4第1項各号に該当する建築物
			8,000円

		(2) (1)以外のもの	14,000円
	建築物の床面積の合計の2分の1が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	(1) 建築基準法第6条の4第1項各号に該当する建築物	14,000円
		(2) (1)以外のもの	21,000円
	建築物の床面積の合計の2分の1が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	(1) 建築基準法第6条の4第1項各号に該当する建築物	21,000円
		(2) (1)以外のもの	30,000円
	建築物の床面積の合計の2分の1が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの		40,000円
	建築物の床面積の合計の2分の1が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの		53,000円
	建築物の床面積の合計の2分の1が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの		75,000円
	建築物の床面積の合計の2分の1が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの		215,000円
	建築物の床面積の合計の2分の1が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの		350,000円
	建築物の床面積の合計の2分の1が5万平方メートルを超えるもの		619,000円

別表第1の39の項を次のように改める。

39 条例別表第1 の373の項に規定する宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請手数料	切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートル以内のもの	14,000円
	切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	24,000円
	切土又は盛土をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	35,000円
	切土又は盛土をする土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	51,000円
	切土又は盛土をする土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	64,000円
	切土又は盛土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	85,000円
	切土又は盛土をする土地の面積が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	133,000円
	切土又は盛土をする土地の面積が2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のもの	208,000円
	切土又は盛土をする土地の面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のもの	330,000円
	切土又は盛土をする土地の面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの	474,000円
	切土又は盛土をする土地の面積が10万平方メートルを超えるもの	617,000円

	土石の堆積をする土地の面積が 500平方メートル以内のもの	14,000円
	土石の堆積をする土地の面積が 500平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	17,000円
	土石の堆積をする土地の面積が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	19,000円
	土石の堆積をする土地の面積が 2,000平方メートルを超え 3,000平方メートル以内のもの	24,000円
	土石の堆積をする土地の面積が 3,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	34,000円
	土石の堆積をする土地の面積が 5,000平方メートルを超え 1万平方メートル以内のもの	38,000円
	土石の堆積をする土地の面積が 1万平方メートルを超え 2万平方メートル以内のもの	46,000円
	土石の堆積をする土地の面積が 2万平方メートルを超え 4万平方メートル以内のもの	63,000円
	土石の堆積をする土地の面積が 4万平方メートルを超え 7万平方メートル以内のもの	86,000円
	土石の堆積をする土地の面積が 7万平方メートルを超え 10万平方メートル以内のもの	129,000円
	土石の堆積をする土地の面積が 10万平方メートルを超えるもの	158,000円

別表第1の39の項の次に次のように加える。

39の2 条例別表 第1の373の3 の項に規定する	中間検査をする土地の面積が 500平方メートル以内のもの	2,900円
	中間検査をする土地の面積が 500平方メー	3,500円

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間申請検査手数料	トルを超え 1,000平方メートル以内のもの	
	中間検査をする土地の面積が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	4,000円
	中間検査をする土地の面積が 2,000平方メートルを超え 3,000平方メートル以内のもの	5,300円
	中間検査をする土地の面積が 3,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	7,700円
	中間検査をする土地の面積が 5,000平方メートルを超え 1万平方メートル以内のもの	8,800円
	中間検査をする土地の面積が 1万平方メートルを超え 2万平方メートル以内のもの	11,000円
	中間検査をする土地の面積が 2万平方メートルを超え 4万平方メートル以内のもの	20,000円
	中間検査をする土地の面積が 4万平方メートルを超え 7万平方メートル以内のもの	35,000円
	中間検査をする土地の面積が 7万平方メートルを超え 10万平方メートル以内のもの	55,000円
	中間検査をする土地の面積が 10万平方メートルを超えるもの	76,000円

別表第1の41の3の項の(1)のアの(ア)中「12,000円」を「14,000円」に、「22,000円」を「25,000円」に、「36,000円」を「41,000円」に、「61,000円」を「69,000円」に、「97,000円」を「109,000円」に、「150,000円」を「165,000円」に、「250,000円」を「276,000円」に、「320,000円」を「352,000円」に、「360,000円」を「403,000円」に改め、同項の(1)のアの(イ)中「18,000円」を「21,000円」に、「33,000円」を「38,000円」に、「55,000円」を「63,000円」に、「91,000円」を「104,000円」に、「150,000円」を「166,000円」に、「220,000円」を「250,000円」に、「380,000円」を「429,000円」に、「480,000円」を「541,000円」に、「550,000円」を「621,000円」に改め、同

項中

「 上げるもの 以外のも の 」	イ アに掲 げるもの 以外のも の	(ア) 住宅 の新築 に關す る長期 優良住 宅建築 等計画 の認定	住戸の数が1 のもの	45,000円
			住戸の数が2 以上5以下の もの	110,000円
			住戸の数が6 以上10以下の もの	170,000円
			住戸の数が11 以上30以下の もの	340,000円

を

「 上げるもの 以外のも の 」	イ アに掲 げるもの 以外のも の	(ア) 住宅 の新築 に關す る長期 優良住 宅建築 等計画 の認定	一戸建ての住 宅（長期優良 住宅の普及の 促進に關する 法律施行規則 （平成21年国 土交通省令第 3号）第4条 第1号に規定 する住宅をい う。以下この 項及び41の4 の項において 同じ。）のう ち、床面積の 合計が200平 方メートル未 満のもの	69,000円

				一戸建ての住宅のうち、床面積の合計が200平方メートル以上のもの	80,000円
				共同住宅等 （長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第4条第2号に規定する住宅をいう。以下この項及び41の4の項において同じ。） で住戸の数が1のもののうち、木造又は鉄骨造のものであって、かつ、床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの	162,000円
				共同住宅等で住戸の数が1のもののうち、木造又は鉄骨造のものであって、かつ、	787,000円

				床面積の合計 が 1,500平方 メートル以内 のもの以外の もの	
				住戸の数が2 以上5以下の もののうち、 木造又は鉄骨 造のものであ って、かつ、 床面積の合計 が 1,500平方 メートル以内 のもの	190,000円
				住戸の数が2 以上5以下の もののうち、 木造又は鉄骨 造のものであ って、かつ、 床面積の合計 が 1,500平方 メートル以内 のもの以外の もの	812,000円
				住戸の数が6 以上10以下の もののうち、 木造又は鉄骨 造のものであ って、かつ、	239,000円

				床面積の合計 が 1,500平方 メートル以内 のもの	
				住戸の数が6 以上10以下の もののうち、 木造又は鉄骨 造のものであ って、かつ、 床面積の合計 が 1,500平方 メートル以内 のもの以外の もの	844,000円
				住戸の数が11 以上30以下の もののうち、 木造又は鉄骨 造のものであ って、かつ、 床面積の合計 が 1,500平方 メートル以内 のもの	355,000円
				住戸の数が11 以上30以下の もののうち、 木造又は鉄骨 造のものであ って、かつ、 床面積の合計	921,000円

				が 1,500平方 メートル以内 のもの以外の もの	
--	--	--	--	-------------------------------------	--

に改め、同項の(1)のイの(ア)中「600,000円」を「1,127,000円」に、「1,000,000円」を「1,870,000円」に、「1,900,000円」を「2,861,000円」に、「2,700,000円」を「3,762,000円」に、「3,300,000円」を「4,638,000円」に改め、同項中

「			(イ) 住宅	住戸の数が1 の増築のもの	68,000円
				若しくは住戸の数が2 は改築以上5以下の に関するもの	160,000円
				る長期住戸の数が6 優良住以上10以下の 宅建築もの	250,000円
				等計画住戸の数が11 又は長以上30以下の 期優良もの	500,000円
				住宅維持住戸の数が31 保全以上50以下の 計画のもの	900,000円
				認定 住戸の数が51 以上 100以下 のもの	1,500,000円
				」	

を

「			(イ) 住宅	一戸建ての住 の増築宅	170,000円
				若しくは共同住宅等 は改築住戸の数が1 に関するもの	454,000円

			る長期 優良住 宅建築 等計画 又は長 期優良 住宅維 持保全 計画の 認定	住戸の数が2 以上5以下の もの 住戸の数が6 以上10以下の もの 住戸の数が11 以上30以下の もの 住戸の数が31 以上50以下の もの 住戸の数が51 以上100以下の もの	550,000円 674,000円 1,110,000円 1,569,000円 2,643,000円
--	--	--	---	--	--

に改め、同項の(1)のイの(イ)中「2,900,000円」を「4,801,000円」に、
「4,100,000円」を「6,894,000円」に、「5,000,000円」を「8,954,000円」に
改め、同項中

「	(2) 長期 優良住 宅の普 及の促 進に関 する法 律第6 条第2 項の規 定に基 づく申 出をす る場合	建築物の床面積の合計が30平方メ ートル以内のもの 建築物の床面積の合計が30平方メ ートルを超え、100平方メートル 以内のもの 建築物の床面積の合計が100平方 メートルを超え、200平方メート ル以内のもの 建築物の床面積の合計が200平方 メートルを超え、500平方メート ル以内のもの 建築物の床面積の合計が500平方 メートルを超え、1,000平方メー	7,000円 12,000円 18,000円 25,000円 44,000円
---	--	--	--

	((1)の手数料の額の欄に掲げる額を除く。)	トル以内のもの 建築物の床面積の合計が 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	63,000円
		建築物の床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	184,000円
		建築物の床面積の合計が 1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	302,000円
		建築物の床面積の合計が 5万平方メートルを超えるもの	539,000円

を

「	(2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申請をする場合	建築物の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	ア 建築基準法第6条の4第1項各号に該当する建築物	8,000円
			イ ア以外のもの	14,000円
	建築物の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	建築物の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	ア 建築基準法第6条の4第1項各号に該当する建築物	14,000円
			イ ア以外のもの	21,000円
	建築物の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	ア 建築基準法第6条の4第1項各号に該当する建築物	21,000円
			イ ア以外のもの	30,000円
	建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、400平方メートル以内のもの	ア 建築基準法第6条の4第1項各号に該当する建築物	30,000円
			イ ア以外のもの	39,000円

	に係る ものを 除く。)	ル以内のも の		
		建築物の床面積の合計が 200平方メートルを超え、 500平方メートル以内のもの	40,000円	
		建築物の床面積の合計が 500平方メートルを超え、 1,000平方メートル以内のもの	53,000円	
		建築物の床面積の合計が 1,000平方メートルを超え、 2,000平方メートル以内のもの	75,000円	
		建築物の床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、 1 万平方メートル以内のもの	215,000円	
		建築物の床面積の合計が 1 万平方メートルを超え、 5 万平方メートル以内のもの	350,000円	
		建築物の床面積の合計が 5 万平方メートルを超えるもの	619,000円	」

に改め、同表の41の4の項の(1)のアの(ア)中「 9,000円」を「10,000円」に、「17,000円」を「19,000円」に、「29,000円」を「32,000円」に、「46,000円」を「51,000円」に、「77,000円」を「85,000円」に、「 120,000円」を「 137,000円」に、「 210,000円」を「 229,000円」に、「 260,000円」を「 288,000円」に、「 290,000円」を「 323,000円」に改め、同項の(1)のアの(イ)中「14,000円」を「16,000円」に、「26,000円」を「29,000円」に、「43,000円」を「48,000円」に、「69,000円」を「78,000円」に、「 120,000円」を「 134,000円」に、「 190,000円」を「 210,000円」に、「 310,000円」を「 348,000円」に、「 390,000円」を「 437,000円」に、「 430,000円」を「 487,000円」に改め、同項中

イ アに掲げるもの 以外のも の	(ア) 住宅 の新築 に關す る長期 優良住 宅建築 等計画 の認定	住戸の数が1 のもの	26,000円
		住戸の数が2 以上5以下の もの	59,000円
		住戸の数が6 以上10以下の もの	96,000円
		住戸の数が11 以上30以下の もの	180,000円

を

イ アに掲げるもの以外のもの	(ア) 住宅の新築に関する長期優良住宅建築の	一戸建ての住宅のうち、床面積の合計が200平方メートル未満のもの	37,000円
	等計画の認定	一戸建ての住宅のうち、床面積の合計が200平方メートル以上のもの	43,000円
		共同住宅等で住戸の数が1のもののうち、木造又は鉄骨造のものであって、かつ、床面積の合計	84,000円

				が 1,500平方メートル以内のもの	
				共同住宅等で住戸の数が1のものうち、木造又は鉄骨造のものであって、かつ、床面積の合計が 1,500平方メートル以内のもの以外のもの	397,000円
				住戸の数が2以上5以下のものうち、木造又は鉄骨造のものであって、かつ、床面積の合計が 1,500平方メートル以内のもの	101,000円
				住戸の数が2以上5以下のものうち、木造又は鉄骨造のものであって、かつ、床面積の合計	412,000円

				が 1,500平方メートル以内のもの以外のもの	
				住戸の数が6以上10以下のもののうち、木造又は鉄骨造のものであって、かつ、床面積の合計が 1,500平方メートル以内のもの	131,000円
				住戸の数が6以上10以下のもののうち、木造又は鉄骨造のものであって、かつ、床面積の合計が 1,500平方メートル以内のもの以外のもの	434,000円
				住戸の数が11以上30以下のもののうち、木造又は鉄骨造のものであって、かつ、床面積の合計	194,000円

				が 1,500平方メートル以内のもの	
				住戸の数が11以上30以下のもののうち、木造又は鉄骨造のものであって、かつ、床面積の合計が 1,500平方メートル以内のもの以外のもの	477,000円

に改め、同項の(1)のイの(ア)中「330,000円」を「594,000円」に、「570,000円」を「990,000円」に、「1,000,000円」を「1,522,000円」に、「1,500,000円」を「1,993,000円」に、「1,800,000円」を「2,440,000円」に改め、同項中

「				(イ) 住宅の増築	住戸の数が1のもの	38,000円
				若しくは改築に関する長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画	住戸の数が2以上5以下のもの	89,000円
					住戸の数が6以上10以下のもの	140,000円
					住戸の数が11以上30以下のもの	270,000円
					住戸の数が31以上50以下のもの	490,000円

を

			認定	住戸の数が51 以上 100以下 のもの	850,000円
「			(イ) 住宅	一戸建ての住 の増築宅	90,000円
			若しくは改築 は改築	共同住宅等で 住戸の数が1 に関するもの	232,000円
			る長期 優良住	住戸の数が2 以上5以下の 宅建築もの	285,000円
			等計画 又は長	住戸の数が6 以上10以下の 期優良もの	354,000円
			住宅維 持保全	住戸の数が11 以上30以下の 計画のもの	581,000円
			認定	住戸の数が31 以上50以下の もの	835,000円
				住戸の数が51 以上 100以下 のもの	1,406,000円

に改め、同項の(1)のイの(イ)中「 1,600,000円」を「 2,534,000円」に、
「 2,200,000円」を「 3,613,000円」に、「 2,700,000円」を「 4,651,000円」に
改め、同項中

「	(2) 長期	建築物の床面積の合計が30平方メ	7,000円
	優良住	一トール以内のもの	
	宅の普	建築物の床面積の合計が30平方メ	12,000円
	及の促	一トールを超え、 100平方メートル	

	進に関	以内のもの	
	する法	建築物の床面積の合計が 100平方	18,000円
	律第6	メートルを超え、 200平方メート	
	条第2	ル以内のもの	
	項の規	建築物の床面積の合計が 200平方	25,000円
	定に基	メートルを超え、 500平方メート	
	づく申	ル以内のもの	
	出をす	建築物の床面積の合計が 500平方	44,000円
	る場合	メートルを超え、 1,000平方メー	
	((1)の	トル以内のもの	
	手数料	建築物の床面積の合計が 1,000平	63,000円
	の額の	方メートルを超え、 2,000平方メ	
	欄に掲	ートル以内のもの	
	げる額	建築物の床面積の合計が 2,000平	184,000円
	に係る	方メートルを超え、 1 万平方メー	
	ものを	トル以内のもの	
	除く。)	建築物の床面積の合計が 1 万平方	302,000円
		メートルを超え、 5 万平方メート	
		ル以内のもの	
		建築物の床面積の合計が 5 万平方	539,000円
		メートルを超えるもの	

を

「

(2) 長期	建築物の床	ア 建築基準法第6条	8,000円
		の4第1項各号に該	
優良住	面積の合計	当する建築物	
宅の普	が30平方メ	イ ア以外のもの	14,000円
及の促	ートル以内		
進に関	のもの		
する法	建築物の床	ア 建築基準法第6条	14,000円
		の4第1項各号に該	
律第6	面積の合計	当する建築物	
条第2	が30平方メ		
項の規	ートルを超	イ ア以外のもの	21,000円

	定に基づき、100平方メートル以内のもの		
	る場合、建築物の床面積の合計が100平方メートルを超える額に拠る額に係るものを除く。）	ア 建築基準法第6条の4第1項各号に該当する建築物	21,000円
		イ ア以外のもの	30,000円
		建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	40,000円
		建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	53,000円
		建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	75,000円
		建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	215,000円
		建築物の床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	350,000円
		建築物の床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	619,000円

に改め、同表の41の5の項から41の11の項までを次のように改める。

41の5 条例別表第1の389の10	(1) 都市の低炭素	ア 建築物のエネルギー	ア 住戸の部分	住戸の数が1のもの	6,000円
--------------------	------------	-------------	---------	-----------	--------

の項に規定する 低炭素建築物新 築等計画認定申 請手数料	素化の 促進に 関する 法律 (平成 24年法 律第84 号)第 54条第 2項の 規定に 基づく 申出を しない 場合	ギー消費 性能の向 上等に関 する法律 第14条第 1項に規 定する登 録建築物 エネルギ ー消費性 能判定機 関(41の 10の項に おいて 「登録建 築物エネ ルギー消 費性能判 定機関」 という。) 又は住宅 の品質確 保の促進 等に関す る法律第 5条第1 項に規定 する登録 住宅性能 評価機関 (41の10 の項にお		住戸の数が2 以上5以下の もの	11,000円
				住戸の数が6 以上10以下の もの	19,000円
				住戸の数が11 以上25以下の もの	31,000円
				住戸の数が26 以上50以下の もの	51,000円
				住戸の数が51 以上100以下 のもの	90,000円
				住戸の数が 101以上200 以下のもの	142,000円
				住戸の数が 201以上300 以下のもの	179,000円
				住戸の数が 301以上のも の	191,000円
			(イ) 共用 部分 (基準 省令第 4条第 3項第 1号に 規定す	共用部分の床 面積の合計が 300平方メー トル以内のも の	11,000円
				共用部分の床 面積の合計が 300平方メー	31,000円

		いて「登録住宅性能評価機関」という。)が、当該申請に係る都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画が同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面(次項において「適合証」という。)若しくはこれに類する書類として知	る共用部分をいう。以下この項、次項及び備考の13において同じ。)	トルを超え、2,000平方メートル以内のもの	
				共用部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	90,000円
				共用部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	142,000円
				共用部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	179,000円
				共用部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	224,000円
		する書類として知	(ウ) 非住宅部分	非住宅部分の床面積の合計	11,000円

		事が別に定めるものの又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（次項、41の10の項及び41の11の項において「設計住宅性能評価書」という。）の写しを添付するもの	が 300平方メートル以内のもの	
			非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	18,000円
			非住宅部分の床面積の合計が 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	29,000円
			非住宅部分の床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	85,000円
			非住宅部分の床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	134,000円

				非住宅部分の 床面積の合計 が1万平方メ ートルを超え、 25,000平方メ ートル以内の もの	169,000円
				非住宅部分の 床面積の合計 が25,000平方 メートルを超 えるもの	211,000円
		イ ア以外 のもの	(ア) 住戸 部分	住戸の数が1 のもの	50,000円
				住戸の数が2 以上5以下の もの	99,000円
				住戸の数が6 以上10以下の もの	142,000円
				住戸の数が11 以上25以下の もの	204,000円
				住戸の数が26 以上50以下の もの	300,000円
				住戸の数が51 以上 100以下 のもの	449,000円
				住戸の数が 101以上 200 以下のもの	631,000円

				住戸の数が 201以上 300 以下のもの	819,000円
				住戸の数が 301以上のもの	941,000円
			(イ) 共用 部分	共用部分の床 面積の合計が 300平方メー トル以内のもの	149,000円
				共用部分の床 面積の合計が 300平方メー トルを超え、 2,000平方メ ートル以内のもの	258,000円
				共用部分の床 面積の合計が 2,000平方メ ートルを超え、 5,000平方メ ートル以内のもの	448,000円
				共用部分の床 面積の合計が 5,000平方メ ートルを超え、 1万平方メー トル以内のもの	603,000円

				共用部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	731,000円
				共用部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	868,000円
			(ウ) 非住宅部分	モデル建物法（基準省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)（同号イの適用を受けない場合にあつては、同号ロ(2)）に定める基準をいう。以下この項、次項、41の10の項及び41の11の項において同じ。）を用いるもの	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 116,000円
					非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル

					以内のもの	
					非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	207,000円
					非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	379,000円
					非住宅部分の	522,000円

					床面積 の合計 が 5,000 平方メ ートル を超え、 1万平 方メー トル以 内のも の	
					非住宅 部分の 床面積 の合計 が1万 平方メ ートル を超え、 25,000 平方メ ートル 以内の もの	636,000円
					非住宅 部分の 床面積 の合計 が 25,000 平方メ	761,000円

					一トル を超え るもの	
				モデル建物法 を用いるもの 以外のもの	非住宅 部分の 床面積 の合計 が 300 平方メ ートル 以内の もの	284, 000円
					非住宅 部分の 床面積 の合計 が 300 平方メ ートル を超え、 1, 000 平方メ ートル 以内の もの	361, 000円
					非住宅 部分の 床面積 の合計 が 1, 000 平方メ	473, 000円

					一トル を超え、 2,000 平方メ ートル 以内の もの	
					非住宅 部分の 床面積 の合計 が 2,000 平方メ ートル を超え、 5,000 平方メ ートル 以内の もの	725,000円
					非住宅 部分の 床面積 の合計 が 5,000 平方メ ートル を超え、 1万平 方メー	927,000円

					トル以 内のも の	
					非住宅 部分の 床面積 の合計 が1万 平方メ ートル を超え、 25,000 平方メ ートル 以内の もの	1,107,000 円
					非住宅 部分の 床面積 の合計 が 25,000 平方メ ートル を超える もの	1,284,000 円
	(2) 都市の低炭素化 の促進に関する法 律第54条第2項の 規定に基づく申出 をする場合 (1)の	建築物の 床面積の 合計が30 平方メー トル以内	ア 建築基準 法第6条の 4第1項各 号に該当す る建築物			8,000円

	手数料の額の欄に掲げる額に係るものを除く。)	のもの	イ ア以外のもの	14,000円
		建築物の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	ア 建築基準法第6条の4第1項各号に該当する建築物	14,000円
		建築物の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	イ ア以外のもの	21,000円
		建築物の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	ア 建築基準法第6条の4第1項各号に該当する建築物	21,000円
		建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	イ ア以外のもの	30,000円
		建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの		40,000円
		建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの		53,000円
		建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メ		75,000円

				一トル以内のもの	
				建築物の床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、1 万平方メートル以内のもの	215, 000円
				建築物の床面積の合計が 1 万平方メートルを超え、5 万平方メートル以内のもの	350, 000円
				建築物の床面積の合計が 5 万平方メートルを超えるもの	619, 000円
41の 6 条例別表第 1 の 389の11の項に規定する低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律第 55条第 2 項において準用する同法第54条第 2 項の規定に基づく申出をしない場合	ア 適合証若しくはこれに類する書類として知事が別に定めるものの又は設計住宅性能評価書の写しを添付するもの	(ア) 住戸部分	住戸の数が 1 のもの	5, 000円
				住戸の数が 2 以上 5 以下のもの	10, 000円
				住戸の数が 6 以上10以下のもの	18, 000円
				住戸の数が11 以上25以下のもの	30, 000円
				住戸の数が26 以上50以下のもの	50, 000円
				住戸の数が51 以上 100以下のもの	89, 000円
				住戸の数が 101以上 200 以下のもの	141, 000円

				住戸の数が 201以上 300 以下のもの	178,000円
				住戸の数が 301以上のもの	190,000円
			(イ) 共用 部分	共用部分の床 面積の合計が 300平方メー トル以内のもの	10,000円
				共用部分の床 面積の合計が 300平方メー トルを超え、 2,000平方メ ートル以内の もの	30,000円
				共用部分の床 面積の合計が 2,000平方メ ートルを超 え、 5,000平方メ ートル以内の もの	89,000円
				共用部分の床 面積の合計が 5,000平方メ ートルを超え、 1万平方メー トル以内のもの	141,000円

				の	
				共用部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	178,000円
				共用部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	223,000円
			(ウ) 非住宅部分	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,000円
				非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	17,000円
				非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	28,000円

			非住宅部分の 床面積の合計 が 2,000平方 メートルを超 え、 5,000平 方メートル以 内のもの	84,000円	
			非住宅部分の 床面積の合計 が 5,000平方 メートルを超 え、 1 万平方 メートル以内 のもの	133,000円	
			非住宅部分の 床面積の合計 が 1 万平方メ ートルを超え、 25,000平方メ ートル以内の もの	168,000円	
			非住宅部分の 床面積の合計 が25,000平方 メートルを超 えるもの	210,000円	
		ア イ以外 のもの	(ア) 住戸 部分	住戸の数が 1 のもの	30,000円
				住戸の数が 2 以上 5 以下の もの	60,000円

				住戸の数が6 以上10以下の もの	90,000円
				住戸の数が11 以上25以下の もの	134,000円
				住戸の数が26 以上50以下の もの	204,000円
				住戸の数が51 以上 100以下 のもの	321,000円
				住戸の数が 101以上 200 以下のもの	469,000円
				住戸の数が 201以上 300 以下のもの	603,000円
				住戸の数が 301以上のも の	677,000円
			(イ) 共用 部分	共用部分の床 面積の合計が 300平方メー トル以内のも の	85,000円
				共用部分の床 面積の合計が 300平方メー トルを超え、 2,000平方メ ートル以内の	161,000円

				もの	
				共用部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	321,000円
				共用部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	456,000円
				共用部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	560,000円
				共用部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	677,000円
			(ウ) 非住宅部分	モデル建物法を用いるもの	非住宅部分の床面積の合計が 300 69,000円

					平方メートル以内のもの	
					非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	96,000円
					非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	135,000円

					非住宅 部分の 床面積 の合計 が 2,000 平方メ ートル を超え、 5,000 平方メ ートル 以内の もの	285,000円
					非住宅 部分の 床面積 の合計 が 5,000 平方メ ートル を超え、 1万平 方メー トル以 内のも の	412,000円
					非住宅 部分の 床面積 の合計	510,000円

7

					が1万平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	
					非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	620,000円
				モデル建物法を用いるもの以外のもの	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	153,000円
					非住宅部分の床面積の合計	200,000円

					が 300 平方メ ートル を超え、 1,000 平方メ ートル 以内の もの	
					非住宅 部分の 床面積 の合計 が 1,000 平方メ ートル を超え、 2,000 平方メ ートル 以内の もの	268,000円
					非住宅 部分の 床面積 の合計 が 2,000 平方メ ートル を超え、	458,000円

					5,000 平方メ ートル 以内の もの	
					非住宅 部分の 床面積 の合計 が 5,000 平方メ ートル を超え、 1万平 方メー トル以 内のも の	615,000円
					非住宅 部分の 床面積 の合計 が1万 平方メ ートル を超え、 25,000 平方メ ートル 以内の もの	745,000円

				非住宅 部分の 床面積 の合計 が 25,000 平方メ ートル を超え るもの	882,000円
(2) 都市の低炭素化 の促進に関する法 律第55条第2項に おいて準用する同 法第54条第2項の 規定に基づく申出 をする場合 (1)の 手数料の額の欄に 掲げる額に係るも のを除く。)	建築物の 床面積の 合計が30 平方メー トル以内 のもの	ア 建築基準 法第6条の 4第1項各 号に該当す る建築物	イ ア以外の もの		8,000円
					14,000円
					14,000円
					21,000円
					21,000円

		メートルを超える、200平方メートル以内のもの	る建築物 イ ア以外のもの	30,000円
		建築物の床面積の合計が 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの		40,000円
		建築物の床面積の合計が 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの		53,000円
		建築物の床面積の合計が 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの		75,000円
		建築物の床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、1 万平方メートル以内のもの		215,000円
		建築物の床面積の合計が 1 万平方メートルを超え、5 万平方メートル以内のもの		350,000円
		建築物の床面積の合計が 5 万平方メートルを超えるもの		619,000円
41の 7 条例別表 第 1 の 389の12	(1) 非住宅部分のうち、当該非住宅部	ア モデル建物	非住宅部分の 床面積の合計	23,000円

の項に規定する 建築物エネルギー 消費性能適合 性判定手数料	分を工場等の用途 に供するもの	法（基 準省令 第1条 第1項 第1号 ロに定 める基 準をい う。以 下この 項及び 次項に おいて 同じ。） を用い るもの	が 300平方メ ートル未満の もの	
			非住宅部分の 床面積の合計 が 300平方メ ートル以上 1,000平方メ ートル未満の もの	33,000円
			非住宅部分の 床面積の合計 が 1,000平方 メートル以上 2,000平方メ ートル未満の もの	46,000円
			非住宅部分の 床面積の合計 が 2,000平方 メートル以上 5,000平方メ ートル未満の もの	115,000円
			非住宅部分の 床面積の合計 が 5,000平方 メートル以上 1万平方メー ートル未満の もの	172,000円

*

			非住宅部分の 床面積の合計 が1万平方メ ートル以上 25,000平方メ ートル未満の もの	214,000円
			非住宅部分の 床面積の合計 が25,000平方 メートル以上 のもの	265,000円
		イ ア以 外のも の	非住宅部分の 床面積の合計 が300平方メ ートル未満の もの	28,000円
			非住宅部分の 床面積の合計 が300平方メ ートル以上 1,000平方メ ートル未満の もの	38,000円
			非住宅部分の 床面積の合計 が1,000平方 メートル以上 2,000平方メ ートル未満の もの	52,000円

		非住宅部分の 床面積の合計 が 2,000平方 メートル以上 5,000平方メ ートル未満の もの	123,000円
		非住宅部分の 床面積の合計 が 5,000平方 メートル以上 1 万平方メー トル未満のも の	181,000円
		非住宅部分の 床面積の合計 が 1 万平方メ ートル以上 25,000平方メ ートル未満の もの	223,000円
		非住宅部分の 床面積の合計 が25,000平方 メートル以上 のもの	276,000円
(2) 非住宅部分のうち、(1)以外のもの	ア モデル建物 法を用いるもの	非住宅部分の 床面積の合計 が 300平方メ ートル未満の もの	105,000円

		非住宅部分の 床面積の合計 が 300平方メ ートル以上 1,000平方メ ートル未満の もの	133,000円
		非住宅部分の 床面積の合計 が 1,000平方 メートル以上 2,000平方メ ートル未満の もの	175,000円
		非住宅部分の 床面積の合計 が 2,000平方 メートル以上 5,000平方メ ートル未満の もの	283,000円
		非住宅部分の 床面積の合計 が 5,000平方 メートル以上 1万平方メー トル未満のも の	370,000円
		非住宅部分の 床面積の合計 が 1万平方メ ートル以上	444,000円

		25,000平方メートル未満のもの	
		非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	521,000円
イ ア以外のも の		非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	273,000円
		非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	342,000円
		非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	441,000円
		非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メ	629,000円

			一トル未満のもの	
			非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	775,000円
			非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	915,000円
			非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1,044,000円
	(3) 一戸建ての住宅の住宅部分	ア 仕様基準 (基準 省令第1条第1項第2号イ (2)及び 同号ロ (2)に定	住宅部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	18,000円
			住宅部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	20,000円

		める基準をいう。以下この項から41の9の項までにおいて同じ。)を用いるもの	
	イ 仕様 計算併 用法 (基準 省令第	住宅部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	31,000円
	1 条第 1 項第 2 号イ (1)及び 同号ロ (2)に定 める基 準又は 同号イ (2)及び 同号ロ (1)に定 める基 準をい	住宅部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	35,000円

う。以下この項から41の9の項までにおいて同じ。) 又は気候風土適応住宅基準(同号イただし書及び同号ロ(1)に定める基準又は同号イただし書及び同号ロ(2)に定める基準をいう。以下この項から41の9の項までに

		において 同じ。) を用い るもの	
		ウ ア又 はイ以 外のも の	住宅部分の床 面積の合計が 200平方メー トル未満のも の 42,000円
			住宅部分の床 面積の合計が 200平方メー トル以上のも の 47,000円
	(4) 共同住宅等の住 宅部分	ア 仕様 基準を 用いる もの	住宅部分の床 面積の合計が 300平方メー トル未満のも の 34,000円
			住宅部分の床 面積の合計が 300平方メー トル以上 2,000平方メ ートル未満の もの 60,000円
			住宅部分の床 面積の合計が 2,000平方メ ートル以上 5,000平方メ ートル未満の もの 108,000円

			もの	
			住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	163,000円
		イ 仕様計算併用法又は気候風土適	住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	62,000円
		応住宅基準を用いるもの	住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	103,000円
			住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	179,000円
			住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	262,000円
		ウ ア又はイ以	住宅部分の床面積の合計が	83,000円

		外のも の	300平方メー トル未満のも の	
			住宅部分の床 面積の合計が 300平方メー トル以上 2,000平方メ ートル未満の もの	139,000円
			住宅部分の床 面積の合計が 2,000平方メ ートル以上 5,000平方メ ートル未満の もの	235,000円
			住宅部分の床 面積の合計が 5,000平方メ ートル以上の もの	337,000円
41の8 条例別表 第1の389の13 の項に規定する 変更建築物エネ ルギー消費性能 適合性判定手数 料	(1) 非住宅部分のう ち、当該非住宅部 分を工場等の用途 に供するもの	ア モデル建物 法を用 いるも の	非住宅部分の 床面積の合計 が 300平方メ ートル未満の もの	17,000円
			非住宅部分の 床面積の合計 が 300平方メ ートル以上 1,000平方メ	26,000円

		一トル未満のもの	
		非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	38,000円
		非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	105,000円
		非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	162,000円
		非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	202,000円
		非住宅部分の床面積の合計	252,000円

			が25,000平方メートル以上のもの	
		イ ア以外のも の	非住宅部分の 床面積の合計 が 300平方メ ートル未満の もの	19,000円
			非住宅部分の 床面積の合計 が 300平方メ ートル以上 1,000平方メ ートル未満の もの	28,000円
			非住宅部分の 床面積の合計 が 1,000平方 メートル以上 2,000平方メ ートル未満の もの	42,000円
			非住宅部分の 床面積の合計 が 2,000平方 メートル以上 5,000平方メ ートル未満の もの	109,000円
			非住宅部分の 床面積の合計 が 5,000平方	166,000円

		メートル以上 1 万平方メー トル未満のも の	
		非住宅部分の 床面積の合計 が 1 万平方メ ートル以上 25,000平方メ ートル未満の もの	207,000円
		非住宅部分の 床面積の合計 が25,000平方 メートル以上 のもの	258,000円
	(2) 非住宅部分のうち、(1)以外のもの	ア モデル建物 法を用 いるも の	非住宅部分の 床面積の合計 が 300平方メ ートル未満の もの
		非住宅部分の 床面積の合計 が 300平方メ ートル以上 1,000平方メ ートル未満の もの	58,000円
		非住宅部分の 床面積の合計 が 300平方メ ートル以上 1,000平方メ ートル未満の もの	76,000円
		非住宅部分の 床面積の合計 が 1,000平方 メートル以上	103,000円

			2,000平方メートル未満のもの	
			非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	189,000円
			非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	260,000円
			非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	318,000円
			非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	380,000円
		イ ア以外のも の	非住宅部分の床面積の合計が300平方メ	142,000円

			一トル未満の もの	
			非住宅部分の 床面積の合計 が 300平方メ ートル以上 1,000平方メ ートル未満の もの	180,000円
			非住宅部分の 床面積の合計 が 1,000平方 メートル以上 2,000平方メ ートル未満の もの	236,000円
			非住宅部分の 床面積の合計 が 2,000平方 メートル以上 5,000平方メ ートル未満の もの	362,000円
			非住宅部分の 床面積の合計 が 5,000平方 メートル以上 1万平方メー トル未満のも の	463,000円
			非住宅部分の 床面積の合計	553,000円

		が1万平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	
		非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	642,000円
	(3) 一戸建ての住宅の住宅部分	ア 仕様基準を用いるもの	12,000円
		イ 仕様計算併用法又は気候風土適	住宅部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 18,000円
		応住宅基準を用いるもの	住宅部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 20,000円
		ウ ア又はイ以外のもの	住宅部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 23,000円
			住宅部分の床面積の合計が200平方メー

			トル以上のもの	
	(4) 共同住宅等の住宅部分	ア 仕様基準を用いるもの	住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	22,000円
			住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	40,000円
			住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	77,000円
			住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	124,000円
		イ 仕様計算併用法又は気候風土適応住宅	住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	36,000円
			住宅部分の床	63,000円

		基準を用いるもの	面積の合計が 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	
			住宅部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	116,000円
			住宅部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの	178,000円
		ウ ア又はイ以外のもの	住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	47,000円
			住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	81,000円
			住宅部分の床面積の合計が	144,000円

41の9 条例別表 第1の389の14 の項に規定する 軽微変更該当証 明書交付手数料	(1) 非住宅部分のうち、当該非住宅部分を工場等の用途に供するもの	ア モデル建物 法を用いるもの	2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	
			住宅部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの	216,000円
			非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	17,000円
			非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	26,000円
			非住宅部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	38,000円
			非住宅部分の床面積の合計が 2,000平方	105,000円

			メートル以上 5,000平方メ ートル未満の もの	
			非住宅部分の 床面積の合計 が 5,000平方 メートル以上 1 万平方メー トル未満のも の	162,000円
			非住宅部分の 床面積の合計 が 1 万平方メ ートル以上 25,000平方メ ートル未満の もの	202,000円
			非住宅部分の 床面積の合計 が25,000平方 メートル以上 のもの	252,000円
		イ ア以外のも の	非住宅部分の 床面積の合計 が 300平方メ ートル未満の もの	19,000円
			非住宅部分の 床面積の合計 が 300平方メ ートル以上	28,000円

		1,000平方メートル未満のもの	
		非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	42,000円
		非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	109,000円
		非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	166,000円
		非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	207,000円
		非住宅部分の	258,000円

			床面積の合計 が25,000平方 メートル以上 のもの	
	(2) 非住宅部分のうち、(1)以外のもの	ア モデル建物 法を用 いるも の	非住宅部分の 床面積の合計 が 300平方メ ートル未満の もの	58,000円
			非住宅部分の 床面積の合計 が 300平方メ ートル以上 1,000平方メ ートル未満の もの	76,000円
			非住宅部分の 床面積の合計 が 1,000平方 メートル以上 2,000平方メ ートル未満の もの	103,000円
			非住宅部分の 床面積の合計 が 2,000平方 メートル以上 5,000平方メ ートル未満の もの	189,000円
			非住宅部分の 床面積の合計	260,000円

			が 5,000平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの	
			非住宅部分の床面積の合計が 1 万平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	318,000円
			非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	380,000円
		イ ア以外のも の	非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	142,000円
			非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	180,000円
			非住宅部分の床面積の合計が 1,000平方	236,000円

		メートル以上 2,000平方メ ートル未満の もの	
		非住宅部分の 床面積の合計 が 2,000平方 メートル以上 5,000平方メ ートル未満の もの	362,000円
		非住宅部分の 床面積の合計 が 5,000平方 メートル以上 1万平方メー トル未満のも の	463,000円
		非住宅部分の 床面積の合計 が1万平方メ ートル以上 25,000平方メ ートル未満の もの	553,000円
		非住宅部分の 床面積の合計 が25,000平方 メートル以上 のもの	642,000円
	(3) 一戸建ての住宅 の住宅部分	ア 仕様 基準を	12,000円

		用いる もの		
		イ 仕様 計算併 用法又 は気候 風土適	住宅部分の床 面積の合計が 200平方メー トル未満のも の	18, 000円
		応住宅 基準を 用いる もの	住宅部分の床 面積の合計が 200平方メー トル以上のも の	20, 000円
		ウ ア又 はイ以 外のも の	住宅部分の床 面積の合計が 200平方メー トル未満のも の	23, 000円
			住宅部分の床 面積の合計が 200平方メー トル以上のも の	26, 000円
	(4) 共同住宅等の住 宅部分	ア 仕様 基準を 用いる もの	住宅部分の床 面積の合計が 300平方メー トル未満のも の	22, 000円
		住宅部分の床 面積の合計が 300平方メー トル以上 2, 000平方メ	40, 000円	

			一トル未満のもの	
			住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	77,000円
			住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	124,000円
		イ 仕様 計算併 用法又 は気候 風土適 応住宅 基準を 用いる もの	住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	36,000円
			住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	63,000円
			住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の	116,000円

			もの	
			住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	178,000円
			ウ ア又住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	47,000円
			はイ以住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	81,000円
			外のも住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	144,000円
			の住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	216,000円
41の10 条例別表 第1の389の15	(1) 建築物	ア 登録建築物 エ 建築物	ア 一戸建ての	6,000円

の項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	エネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出をしない場合	ルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が、当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面（次項において「適合証」という。）	住宅の住宅部分		
			(イ) 共同住宅等の住宅部分	住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,000円
				住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,000円
				住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	48,000円
				住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	85,000円
		(ウ) 非住宅部分	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,000円	

		若しくはこれに類する書類として知事が別に定めるものの又は設計住宅性能評価書の写しを添付するもの	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	18,000円
			非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	29,000円
			非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	85,000円
			非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	134,000円
			非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上	169,000円

				25,000平方メートル未満のもの	
				非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	211,000円
		イ ア以外 のもの	(ア) 一戸建ての住宅の住宅部分	住宅部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	47,000円
				住宅部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	52,000円
			(イ) 共同住宅等の住宅部分	住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	95,000円
				住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	163,000円
				住宅部分の床面積の合計が	289,000円

				2,000平方メートル以上	
				5,000平方メートル未満のもの	
				住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	433,000円
			(ウ) 非住宅部分	モデル建物法を用いるもの	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
					116,000円
					非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
					153,000円

					非住宅 部分の 床面積 の合計 が 1,000 平方メ ートル 以上 2,000 平方メ ートル 未満の もの	207,000円
					非住宅 部分の 床面積 の合計 が 2,000 平方メ ートル 以上 5,000 平方メ ートル 未満の もの	379,000円
					非住宅 部分の 床面積 の合計	522,000円

					が 5,000 平方メ ートル 以上1 万平方 メート ル未満 のもの	
					非住宅 部分の 床面積 の合計 が1万 平方メ ートル 以上 25,000 平方メ ートル 未満の もの	636,000円
					非住宅 部分の 床面積 の合計 が 25,000 平方メ ートル 以上の もの	761,000円

				モデル建物法 を用いるもの 以外のもの	非住宅 部分の 床面積 の合計 が 300 平方メ ートル 未満の もの	284,000円
					非住宅 部分の 床面積 の合計 が 300 平方メ ートル 以上 1,000 平方メ ートル 未満の もの	361,000円
					非住宅 部分の 床面積 の合計 が 1,000 平方メ ートル 以上 2,000	473,000円

					平方メ ートル 未満の もの	
					非住宅 部分の 床面積 の合計 が 2,000 平方メ ートル 以上 5,000 平方メ ートル 未満の もの	725,000円
					非住宅 部分の 床面積 の合計 が 5,000 平方メ ートル 以上1 万平方 メートル 未満の もの	927,000円
					非住宅	1,107,000

					部分の 床面積 の合計 が1万 平方メ ートル 以上 25,000 平方メ ートル 未満の もの	円
					非住宅 部分の 床面積 の合計 が 25,000 平方メ ートル 以上の もの	1,284,000 円
	(2) 建築物のエネル ギー消費性能の向 上等に関する法律 第30条第2項の規 定に基づく申出を する場合 (1)の手 数料の額の欄に掲 げる額に係るもの を除く。)	建築物の 床面積の 合計が30 平方メー トル以内 のもの	ア 建築基準 法第6条の 4第1項各 号に該当す る建築物			8,000円
			イ ア以外の もの			14,000円
		建築物の 床面積の 合計が30	ア 建築基準 法第6条の 4第1項各			14,000円

		平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	号に該当する建築物 イ ア以外のもの	21,000円
		建築物の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	ア 建築基準法第6条の4第1項各号に該当する建築物 イ ア以外のもの	21,000円 30,000円
		建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの		40,000円
		建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの		53,000円
		建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの		75,000円
		建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの		215,000円

			建築物の床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	350,000円
			建築物の床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	619,000円
41の11 条例別表第1の389の16の項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定に基づく申出をしない場合	ア 適合証若しくはこれに類する書類として知事が別に定めるものの又は設計住宅性能評価書の写しを添付するもの	(ア) 一戸建ての住宅の住宅部分	5,000円
			(イ) 共同住宅等の住宅部分	住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 10,000円
				住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,000円
				住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 47,000円

				住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	84,000円
			(ウ) 非住宅部分	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	10,000円
				非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	17,000円
				非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円
				非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	84,000円

				もの	
				非住宅部分の 床面積の合計 が 5,000平方 メートル以上 1 万平方メー トル未満のも の	133,000円
				非住宅部分の 床面積の合計 が 1 万平方メ ートル以上 25,000平方メ ートル未満の もの	168,000円
				非住宅部分の 床面積の合計 が25,000平方 メートル以上 のもの	210,000円
		イ ア以外 のもの	(ア) 一戸 建ての 住宅の 住宅部 分	住宅部分の床 面積の合計が 200平方メー トル未満のも の	29,000円
				住宅部分の床 面積の合計が 200平方メー トル以上のも の	31,000円
			(イ) 共同 住宅等	住宅部分の床 面積の合計が	58,000円

			の住宅部分	300平方メートル未満のもの	
				住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	105,000円
				住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	198,000円
				住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	312,000円
				(ウ) 非住宅部分	モデル建物法を用いるもの
				非住宅	96,000円

					部分の 床面積 の合計 が 300 平方メ ートル 以上 1,000 平方メ ートル 未満の もの	
					非住宅 部分の 床面積 の合計 が 1,000 平方メ ートル 以上 2,000 平方メ ートル 未満の もの	135,000円
					非住宅 部分の 床面積 の合計 が 2,000	285,000円

					平方メ ートル 以上 5,000	
					平方メ ートル 未満の もの	
					非住宅 部分の 床面積 の合計 が 5,000	412,000円
					平方メ ートル 以上1 万平方 メート ル未満 のもの	
					非住宅 部分の 床面積 の合計 が1万 平方メ ートル 以上 25,000	510,000円
					平方メ ートル	

					未満の もの	
					非住宅 部分の 床面積 の合計 が 25,000 平方メ ートル 以上の もの	620,000円
				モデル建物法 を用いるもの 以外のもの	非住宅 部分の 床面積 の合計 が 300 平方メ ートル 未満の もの	153,000円
					非住宅 部分の 床面積 の合計 が 300 平方メ ートル 以上 1,000 平方メ ートル	200,000円

					未満のもの	
					非住宅部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	268,000円
					非住宅部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	458,000円
					非住宅部分の	615,000円

					床面積 の合計 が 5,000 平方メ ートル 以上1 万平方 メート ル未満 のもの	
					非住宅 部分の 床面積 の合計 が1万 平方メ ートル 以上 25,000 平方メ ートル 未満の もの	745,000円
					非住宅 部分の 床面積 の合計 が 25,000 平方メ ートル	882,000円

				以上の もの	
(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定に基づく申出をする場合（(1)の手数料の額の欄に掲げる額に係るものを除く。）	建築物の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	ア 建築基準法第6条の4第1項各号に該当する建築物	8,000円		
	建築物の床面積の合計が30平方メートルを超える、100平方メートル以内のもの	イ ア以外のもの	14,000円		
	建築物の床面積の合計が30平方メートルを超える、100平方メートル以内のもの	ア 建築基準法第6条の4第1項各号に該当する建築物	14,000円		
	建築物の床面積の合計が100平方メートルを超える、200平方メートル以内のもの	イ ア以外のもの	21,000円		
	建築物の床面積の合計が100平方メートルを超える、200平方メートル以内のもの	ア 建築基準法第6条の4第1項各号に該当する建築物	21,000円		
	建築物の床面積の合計が200平方メートルを超える、500平方メートル以内のもの	イ ア以外のもの	30,000円		
	建築物の床面積の合計が200平方メートルを超える、500平方メートル以内のもの		40,000円		

	建築物の床面積の合計が 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	53,000円
	建築物の床面積の合計が 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	75,000円
	建築物の床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、1 万平方メートル以内のもの	215,000円
	建築物の床面積の合計が 1 万平方メートルを超え、5 万平方メートル以内のもの	350,000円
	建築物の床面積の合計が 5 万平方メートルを超えるもの	619,000円

別表第1の41の12の項を削り、同表の備考の4を削り、同表の備考の5を同表の備考の4とし、同表の備考の6中「算定する。」の次に「なお、1の申請にア及びイの建築物に係る部分が含まれている場合は、イに従うものとする。」を加え、同表の備考の6を同表の備考の5とし、同表の備考の7中「算定する。」の次に「なお、1の申請に(ア)及び(イ)の建築物に係る部分が含まれている場合は、(イ)に従うものとする。」を加え、同表の備考の7を同表の備考の6とし、同表の備考の6の次に次の1項を加える。

7 この表の31の項において、1の申請に(1)及び(2)の建築物に係る部分が含まれている場合は、(2)に従うものとする。

別表第1の備考の13中「算定する。」の次に「なお、1の申請にア及びイの建築物に係る部分が含まれている場合は、イに従うものとする。」を加え、同表の備考の13を同表の備考の15とし、同表の備考の12中「算定する。」の次に「なお、1の

申請にア及びイの建築物に係る部分が含まれている場合は、イに従うものとする。」を加え、同表の備考の12を同表の備考の14とし、同表の備考の11中「41の10の項の(1)のアの(ア)若しくは同項の(1)のイの(イ)、41の11の項の(1)のアの(ア)若しくは同項の(1)のイの(イ)又は41の12の項の(1)のア若しくは同項の(2)のイの建築物」を「41の7の項の(4)、41の8の項の(4)、41の9の項の(4)、41の10の項の(1)のアの(イ)若しくは同項の(1)のイの(イ)又は41の11の項の(1)のアの(イ)若しくは同項の(1)のイの(イ)の住宅部分」に、「共同住宅の共用の廊下、共用の階段その他共用に供する部分（以下この項において「共用部分」という。）」を「共用部分」に改め、同表の備考の11を同表の備考の13とし、同表の備考の10中「算定する。」の次に「なお、1の申請にア及びイの建築物に係る部分が含まれている場合は、イに従うものとする。」を加え、同表の備考の10を同表の備考の12とし、同表の備考の9中「算定する。」の次に「なお、1の申請にア及びイの建築物に係る部分が含まれている場合は、イに従うものとする。」を加え、同表の備考の9を同表の備考の11とし、同表の備考の8中「算定する。」の次に「なお、1の申請にア及びイの建築物に係る部分が含まれている場合は、イに従うものとする。」を加え、同表の備考の8を同表の備考の10とし、同表の備考の7の次に次の2項を加える。

8 この表の32の2の項において、1の申請に(1)及び(2)の建築物に係る部分が含まれている場合は、(2)に従うものとする。

9 この表の41の3の項の(2)において、1の申請にア及びイの建築物に係る部分が含まれている場合は、イに従うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第1の39の項及び39の2の項の改正規定は、同年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現になされている申請、申込み等に係る手数料の額については、この規則による改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(財 政 課)

